

議 長 確認印	
------------	--

経済常任委員会会議録

1 日 時	開会 令和6年10月30日 10:00 閉会 令和6年10月30日 12:00
2 場 所	委員会室及び現地
3 出席委員	鈴木元久、金澤太郎、小林達信、吉田広明、七宮広樹、下重義人
4 欠席委員	なし
5 出席要求者 (説明員)	まち整備課長、課長補佐兼まち整備係長、まち整備係主査
6 職務出席者	議会事務局長、書記
7 付議事件	第1 橋梁点検の状況と今後の計画について
8 議事の経過	金澤太郎副委員長開会 第1 橋梁点検の状況と今後の計画について 副委員長：説明を求める。 (まち整備課長が資料に基づき説明) 委員長：質疑あるか。 七宮広樹委員：橋梁は108あるとのことだが、資料には109とある。 まち整備課長：観音橋については落橋・なくしている。記録は残した方がよいということで台帳に登録している。管理しているのは108である。 七宮広樹委員：国からの予算がこないと事業ができないのか。 まち整備課長：以前はこのような事業には国庫補助はつかなかった。現在は長寿命化することとで、維持管理にも国費がつくようになった。なるべく国費を使って事業を実施していく考えであるが、起債を使って実施することもある。 七宮広樹委員：点検は特殊だと思うが、入札はどのようにしているのか。 まち整備課長：道路設計の業者で対応できるものである。 課長補佐：点検業務の資格を有している技術者がいる業者を指名して入札を行っている。 七宮広樹委員：地元業者でも対応可能なのか。 まち整備課長：工事は地元業者でも対応可能である。 委員長：その他あるか。 吉田広明委員：最近の情報によると、巨大地震が発生した際、約6割の橋が落下する可能性がある」と会計検査院の見解。今後、国交省が優先順位の決定書を策定し、自治体へ周知するという新聞記事を見たが、そのような内容が町に来ているかどうか。橋梁工事に伴う、資材・土砂置き場を確保しているか。 まち整備課長：現行の耐震基準以外でつくった橋のことを会計検査院は言っている。優先順位の通達は来ていない。置き場については、今のところ確保できていない。受注した業者が自前で確保いただいている状況。 吉田広明委員：資材置き場については、地図に明記してまとめておかなければならないとの会計検

査院と国交省の見解。優先順位の件だが、10月24日の新聞に掲載されていたが通達は来っていないのか。

(新聞記事を回覧)

まち整備課長：この記事を見ると、緊急輸送道路に指定していないので、埴町は該当外である。

吉田広明委員：今年の流灯花火大会で桜木橋を歩いたが、人が歩くと揺れた。あのような箇所は緊急に工事しなければならないと思うが。

まち整備課長：桜木橋と桜木歩道橋については、健全度判定はⅡだが、重要な橋のためⅢよりも先行して工事を実施している。

吉田広明委員：耐用年数を見たところ、予算を将来的に確保できるのか。

課長補佐：年々補助率が下がっている。他自治体も同じ現状である。他で予算残が発生しないと難しい。

まち整備課長：新技術を使って、なるべく費用をかけずに実施するよという通達が来ている。われわれ職員も、目視点検ができる研修に参加して資格を取得し、職員自ら点検ができれば経費縮小が図られる。そういった工夫も必要と考える。

課長補佐：資材・人件費が高騰しているのも影響している。

下重義人委員：国道118号線にかかる横断歩道橋の状況。管理はどこになっているのか。

まち整備課長：県管理である。

七宮広樹委員：自動車交通不能・幽霊町道とは。

まち整備課長：那倉の日向松塚矢塚線、東河内と西河内を結ぶ町道もそれになる。昔の作場道を路線としている箇所がある。交付税措置の関係もあり、簡単に町道からは外せない。

七宮広樹委員：舗装済みを100%にしてほしい思いがあるが、目標はあるか。

課長補佐：真名畑入山、八溝の道路とかは手つかずになっているので、90%とかになるのは難しい。委員長：その他あるか。

副委員長：橋梁は2メートル以上ということだが、町道に架かっている2メートル未満の橋の把握は。

まち整備課長：把握している。

副委員長：これから不要にする橋の判断は。

まち整備課長：今のところ、そのような橋はない。

(この他、副委員長から風力発電工事関係についての質疑あり)

委員長：研修の話があったが、受講者はまち整備課職員か、どこで受講するのか、費用は。

まち整備課長：県の研修に参加するということなので費用はかからない。

課長補佐：今後、そのようなことも考えていこうという段階。具体的にはなっていない。

まち整備課長：受講するとなれば、まち整備課職員になる。現場経験が全くない職員が受講しても、すぐに判定することはできないと思う。

(この他、委員長からグレーチング・橋名板の盗難状況について質疑あり)

委員長：他ないので説明・質疑を終了する。

(現地(桜木橋、雨谷橋)へ移動し、説明を受ける)

(帰庁後、役場正面駐車場にて)

委員長：報告書の期限は 11/13 とする。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例第 27 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

経済常任委員長